

保護者各位

城山小学校 校長 山本誠一

児童のエアガンの使用について

日頃より、本校の教育活動にご協力いただきありがとうございます。

さて、最近エアガンによる傷害事件が多く発生しています。一つの事件をきっかけに模倣の事件が頻発するのが最近の傾向です。

先日、本校の児童の中にも、エアガンを人に向けて撃ったということがありました。子どもたちの話を聞いていると、エアガンを持っている子が結構いるようです。エアガンには、東京都の青少年健全育成条例によって、購入が禁止される指定玩具になっているものもあります。以下の点をご家庭でも確認し話し合ってみてください。

学校での指導

- 1、学校として、使用を禁止します。
- 2、購入しないようにしましょう。
- 3、人や動物に向けて撃ってはいけません。
- 4、友達が持っていたても借りて遊んではいけません。



保護者の方へお願い

- 1、子どもに購入を頼まれても、購入しないようにしてください。
- 2、すでに、購入したものがあ場合は、使用しないように話してください。
- 3、エアガンは、対象年齢が設定されています。よく確かめてください。
(対象年齢にあわないものは、使用させないでください。)
- 4、絶対に人や動物を撃たないように指導してください。
- 5、改造などの行為は、違法になる場合もあります。絶対にさせないでください。
- 6、子どものおもちゃの管理にお気をつけください。
(購入した覚えのないものがある。友達から借りたままのものがある。など)